

専決処分の報告について  
(西台中学校の体育館屋根におけるドレン清掃作業中に生じた事故に係る訴訟上の和解)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告します。

記

1 事件の概要

平成27年2月9日、第1審原告らの子が、区が委託し第1審被告会社が受託した西台中学校の体育館屋根におけるドレン清掃作業に従事した際、当該屋根から転落し、全身を打ち付け、死亡したことについて、第1審原告らは、区に対しては、清掃作業委託に係る仕様書に付された安全対策の内容が不十分であるとして、第1審被告会社に対しては、当該清掃作業に従事する者の生命の危険を回避する義務を怠ったとして、平成29年6月9日付で、区及び第1審被告会社を被告として、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

令和元年9月26日、東京地方裁判所は、区及び第1審被告会社に対する第1審原告らの請求をいずれも棄却する判決を言い渡したところ、これを不服とした第1審原告らから東京高等裁判所に対し、控訴が提起された。

なお、第1審被告会社は、区との委託契約条項に違反して下請け契約を行い、その後、孫請け契約がなされており、第1審原告らの子は、孫請け事業者と雇用関係があったことが、訴訟の審理中に明らかになっている。

2 専決処分の内容

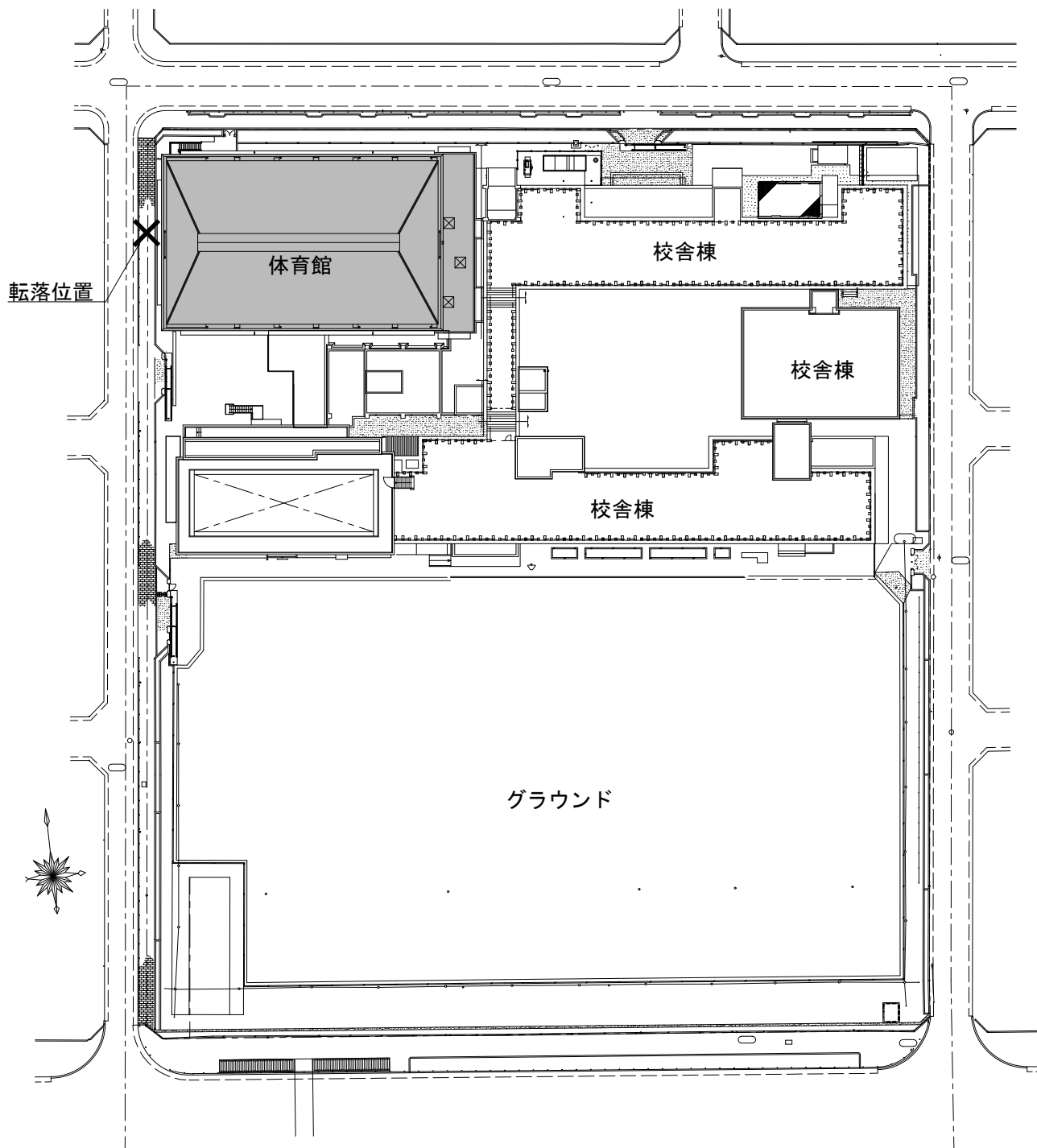
【和解条項の要旨】

- (1) 区は、第1審原告らに対し、体育館屋根の清掃作業中に第1審原告らの子が墮落して死亡したことに深く哀悼の意を表するとともに、本件を教訓として、今後も、発注仕様書を精査し、区発注に係る業務が、請負業者によって安全に遂行されることに配慮するよう努める。
- (2) 区は、業務を外注委託する際は、今後も、再委託の禁止について、受注者に対し注意喚起を行うよう努める。
- (3) 第1審被告会社は、第1審原告らに対し、体育館屋根の清掃作業中に第1審原告らの子が墮落して死亡したことに深く哀悼の意を表するとともに、第1審被告会社発注に係る業務が、下請業者によって安全に遂行されることに配慮するよう努める。
- (4) 第1審被告会社は、本件死亡事故の責任は全て第1審原告らの子にあるとの虚偽の内容を含む事故報告書を作成し、これを区に提出するなどして、第1審原告らの子の名誉、尊厳を著しく傷つけたことについて、第1審原告らに深く謝罪する。
- (5) 第1審被告会社は、第1審原告らに対し、本件解決金として340万円の支払義務があることを認める。
- (6) 第1審原告らは、区及び第1審被告会社に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 第1審原告らと区、第1審原告らと第1審被告会社との間においては、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

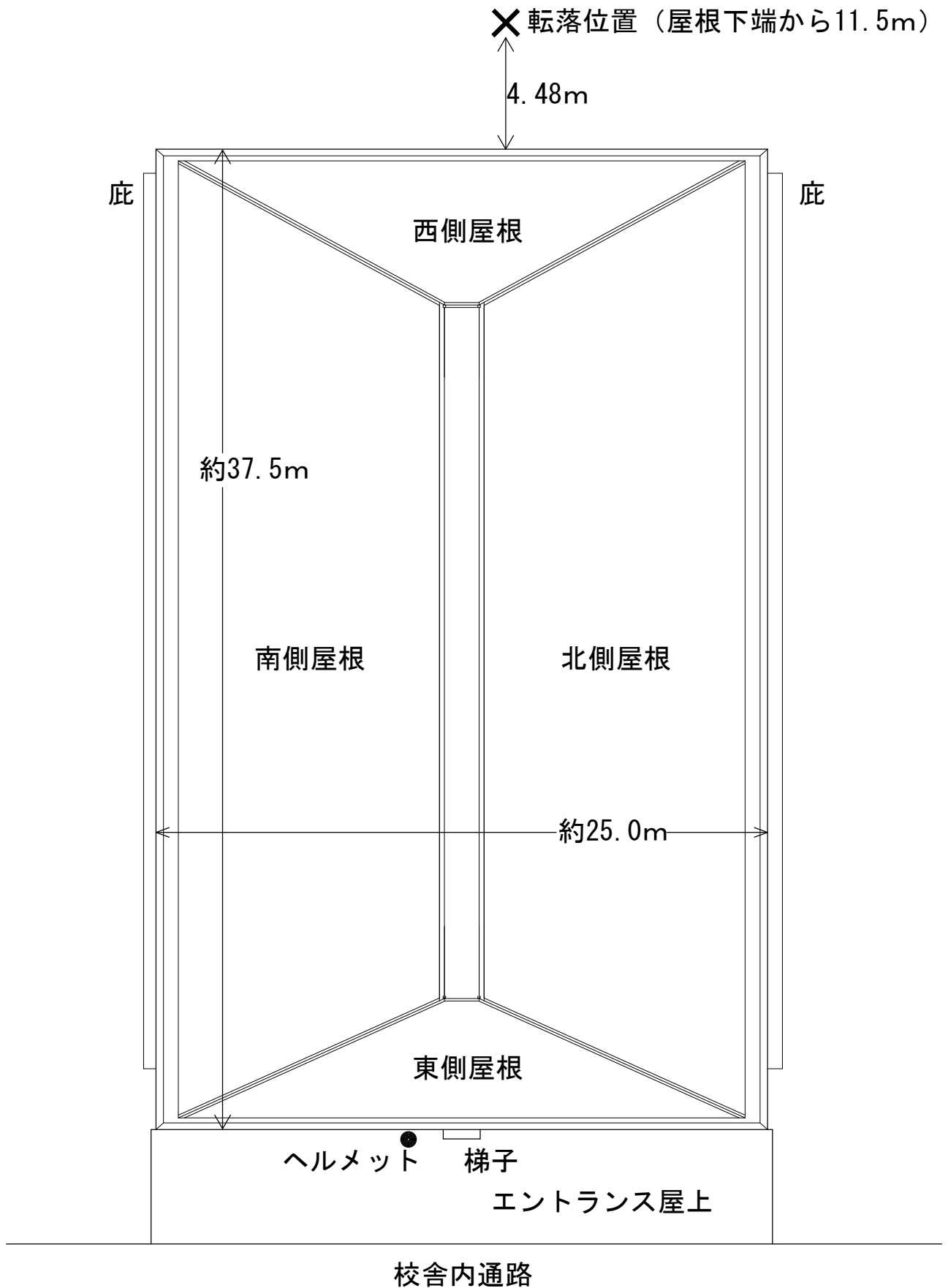
### 3 専決処分年月日

令和2年2月12日

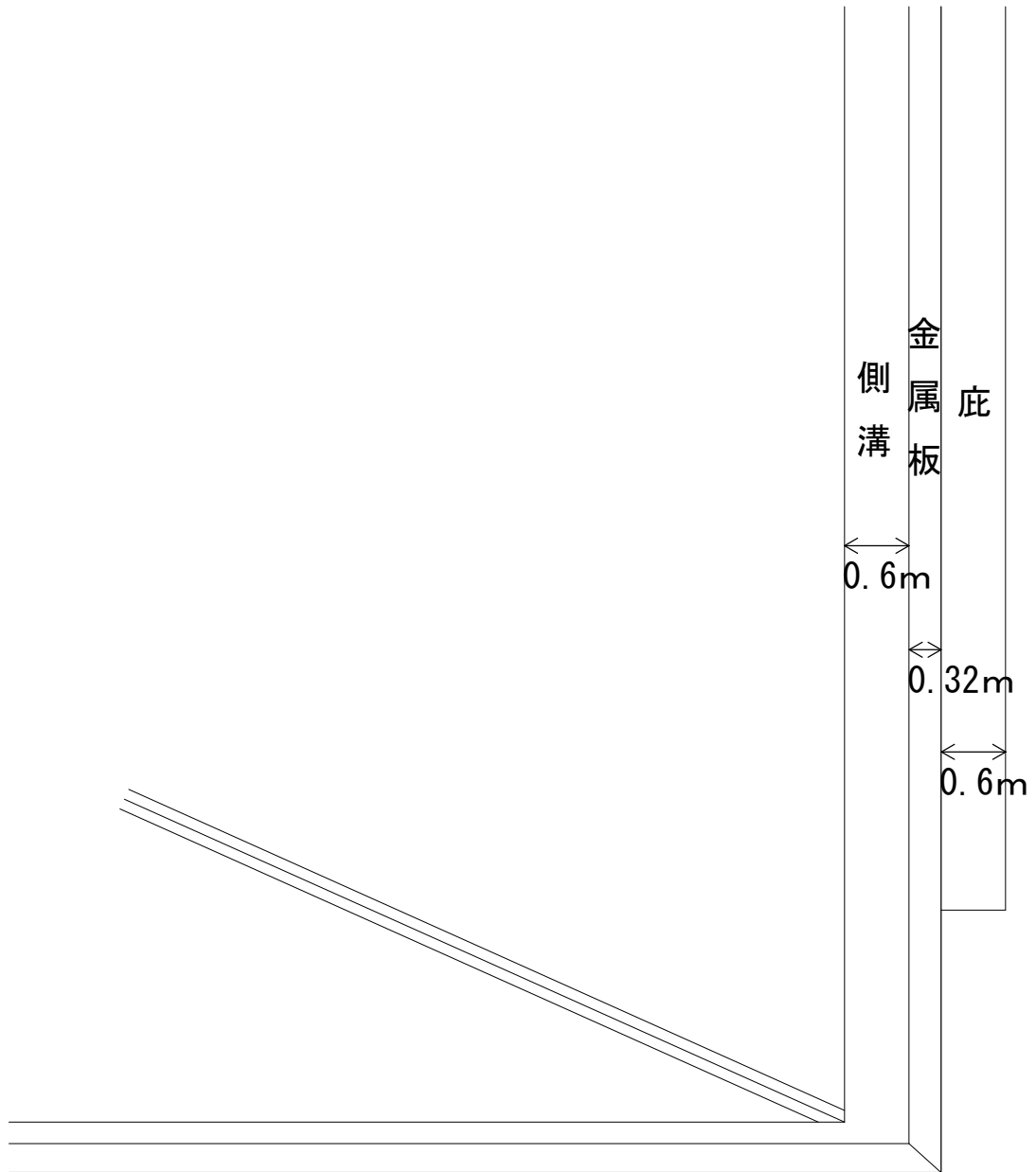
# 西台中学校 体育館配置図



# 西台中学校 体育館屋根①



# 西台中学校 体育館屋根②



# 西台中学校 体育館屋根③



(東側)